

京都市消防局訓令甲第 6号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第34条中「消防機械使用報告書(第11号様式),」を削り,「(第12号様式)」を「(11号様式)」に,「(第13号様式)」を「(第12号様式)」に改める。

別表第1消防機械の項中 「多目的物資搬送車」 を削り,「大量送水工作車」を「

都市型水害対策車」に,「練習車」を「多目的ローダー」に改め,「及びフロートポンプ」を削る。

第11号様式を削る。

第12号様式中

「

150ミリ	40m			
	20m			
	10m			
	5m			
	計			
100ミリ	20m			

を

」

「

150ミリ	50m			
	10m			
	5m			
	計			
100ミリ	40m			
	20m			
	10m			
	5m			
	計			

に改め、同様式を

」

第11号様式とする。

第13号様式を第12号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、警防部装備課長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(消防局警防部装備課)